

## 公社事業50年のあゆみ

### 1 50年のあゆみ

公社は、昭和43年7月に本県産業の発展に寄与するため、民法第34条の規定により茨城県の全額出資により設立された公益法人です。当時の我が国経済は、昭和40年に不況を脱した後、昭和45年夏頃まで好況を持続した「いざなぎ景気」によって大きく成長し、GNP（国民総生産）は、アメリカに次いで第2位となりました。反面、設備投資の資金調達の問題や下請企業の受注の安定化、取引条件の改善の問題など、日本経済の二重構造の問題が顕著に現れた時期であり、公社は、これらの諸問題を解決し、中小企業の健全な発展を支援するための機関として設立されました。当初は、中小企業設備近代化資金等助成法に基づく「設備貸与事業」と県単事業として「下請振興事業」を実施しました。その後、下請振興事業は、昭和44年には国補事業に、翌45年には下請中小企業振興法が制定されたことに伴い、それぞれ法に基づく推進機関として事業を展開しました。

昭和54年には、中小企業庁が中小企業地域情報センターを制度化し、国庫補助金の交付が開始となったことに伴い、国際化、情報化が進展する中で、立ち遅れている中小企業の情報化に対応するため、「情報室（現海外支援情報課）」を設置し、国・県等の施策情報を中心に情報の収集及び提供などの事業を開始しました。また、情報室には、特許庁が発行する特許出願や権利化などの特許公報類を誰でも閲覧できる「特許公報閲覧所」が県立図書館から移管されました。

続いて昭和55年には、これと密接な関係にある「社団法人発明協会茨城県支部（現茨城県発明協会）」の事務局運営が県商工指導課（現技術革新課）から移管されました。

昭和60年は、プラザ合意を受けて、急速な円高が進み輸出関連中小企業はもとより、特に下請企業に深刻な影響を与えた年となりました。地域経済の活性化のためには、研究開発型企業など特色ある技術を有する企業を育成する必要があり、技術開発等を支援するために、県及び市町村の出捐並びに産業界の協力を得て「工業技術振興基金」を創設しました。

平成2年には、中小企業の国際化を支援するために、日本貿易振興会（現ジェトロ）からの委託を受けて、貿易、個人輸入に関する相談及び情報提供を行う「茨城経済国際化センター事業」を開始しました。

平成8年には特許庁から指定を受け、知的所有権全般に関する支援を行う「知的所有権センター（現知財総合支援窓口）」を設置し、翌平成9年度からは、特許庁からの補助事業として特許流通支援事業を開始しました。

平成10年には、財団法人茨城県アメニティーマート振興財団の解散に伴い「中小商業活性化事業」を継承し、翌年には、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、中小企業総合事業団（現独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。））と茨城県の貸付金により基金を造成して「中心市街地商業活性化推進事業」を開始しました。また、平成12年には、中小企業総合事業団（現中小機構）と茨城県の貸付金により基金を造成して商店街活性化を目的とした「商店街競争力強化推進事業」を開始しました。

平成12年3月には、新事業活動促進法（現中小企業等経営強化法）に基づく県内唯一の「中核的支援機関」に認定され、同年5月には中小企業支援法第7条に基づく県内唯一の「指定法人」に指定され、大きな転機の年となりました。

県内唯一の中核的支援機関の認定及び指定法人の指定を受けた平成12年からは、公社に「新事業支援室（現新事業支援課）」が設置され、総合相談窓口「ベンチャープラザ」の運営を開始し、翌年には専門家派遣事業を開始しました。ベンチャープラザの開設により、公社は、業種業態に関わらず、あらゆる形態の法人、個人が抱える経営、技術、創業、新分野進出などといった諸課題の解決に対応する機能を有する機関となりました。また、平成12年には、小規模企業者等設備資金貸付制度の根拠となる法律の抜本的改正により、「設備資金貸付事業」を開始しました。

平成15年には、公社中小企業情報センター（現海外支援情報課）内に茨城県の高速・大容量の情報通信ネットワーク「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用促進などによる企業のIT化を支援する「茨城県ITサポートセンター」を設置しました。

平成18年には、本県のものづくり産業の実力を広く首都圏に向けてアピールするため、県や産業界との連携のもと、中小企業の新たなビジネスチャンスを創出する「いばらき産業大県フェア」を東京ビッグサイトで開催しました。

平成19年には、新事業支援室（現新事業支援課）内に「茨城県地域支援事務局」を設置し、中小企業地域資源活用促進法に基づく県の構想を推進するための中小企業の地域資源活用の支援を中小機構から受託して実施しました。

平成20年3月には、今後5年間の公社事業を計画的に推進するため、新たに「第1期中期経営計画」を策定しました。また、同年10月には、本県の豊かな地域資源を活用した新事業・新産業の創出、大学や研究機関等との連携による新製品・新技術開発などの中小企業の取組を支援するため、総額75億円の「いばらき産業大県創造基金事業」を開始しました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内中小企業は建物・設備の被害、そしてサプライチェーンの寸断による受注量の減少など、大きな影響を受けました。このため、ベンチャープラザによる相談体制の強化、下請中小企業震災復興特別商談会の開催、中小企業災害復旧資金利子補給助成事業等を実施しました。

平成24年には、国の公益法人制度改革により一般財団法人又は公益財団法人への移行が必要となったため、公益事業を行うことを主たる目的とする公益財団法人へ移行しました。

平成26年には、県内の食品関連企業の東南アジアへの輸出を支援する「JAPANブランド育成支援事業」や、中小企業の困難かつ高度な経営・技術課題への相談に対応する「よろず支援拠点事業」を開始しました。

平成27年には、中小企業における将来のリーダー候補等を対象に、広い視野で現場改善を行う能力を育成するため、東京大学と連携して「いばらき生産性向上人材育成スクール」を開講するとともに、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新を支援するため「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」を開始しました。また、同年9月に発生した関東・東北豪雨により被害を受けた県内中小企業の復興を支援するため、平成28年3月には、総額300億円の「茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金事業」を開始しました。

平成29年には、県内創業の促進を目的として市町村における創業支援事業計画の策定を支援するため「いばらき創業10,000社プロジェクト事業」を開始しました。また、県北地域のものづくり産業の活性化を図るため、中小企業の営業力強化や技術力向上等を支援する「県北ものづくり産業活性化支援事業」を開始しました。

## 2 これからの公社事業

これまでの50年間、大変厳しい経済環境の中で、常に中小企業とともに歩んだ50年でありました。現在、雇用や所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかに回復していますが、中小企業においては、人手不足や後継者問題など様々な経営課題があり、多くの企業が依然として厳しい状況にあります。このような中、平成30年においては、商談会開催や専門展示会出展、ビジネスコーディネーター等による「販路拡大支援」、いばらき産業大県創造基金事業による「研究開発支援」、海外展示会出展や輸出拡大支援員等による「海外展開支援」、ベンチャープラザやよろず支援拠点による経営・技術・創業・新事業展開等の「総合相談支援」、知財総合支援窓口による「知財総合支援」、プロフェッショナル人材戦略拠点による「人材採用支援」等の施策に引き続き積極的に取り組みます。また、創立50周年を契機としてこれまで以上に皆様から信頼され親しまれる公社を目指し、多様化・複雑化する中小企業の経営課題に対応した質の高い中小企業支援の実施に努めます。